

15. 先端設備等導入計画

～設備投資に係る固定資産税の特例を受けられます～

中小企業等経営強化法「先端設備等導入計画」に基づく、市内中小企業者等が本市の認定を受けて新たに行った生産性向上に資する設備投資に係る償却資産の固定資産税は、**3年間2分の1**となります。さらに、賃上げ表明を計画内に位置付けて、従業員に表明した場合は、**3分の1**に軽減されます。

本市では国に導入促進基本計画の同意を受け、生産性向上の実現に取り組む市内中小企業者を支援してまいります。

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「**先端設備等導入計画**」の認定後に取得することが**【必須】**です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「**投資計画に関する確認書**」も同時に提出する必要があります。（変更申請により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー



摂津市の導入促進基本計画

労働生産性に関する目標	年平均3%以上向上することが見込まれること	導入促進基本計画の期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日
対象地域	市域全体	先端設備等導入計画の計画期間	3年間・4年間・5年間のいずれか
対象業種・事業	機械装置・測量工具及び検査工具 器具備品・建物付属設備・ソフトウェア	投資計画について	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれること

問合せ

詳細は、ホームページをご覧ください



摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎ 06-6383-1362